

法務省矯医第817号
平成19年2月14日

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用
について（通達）

標記について、下記のとおり定め、被収容者の診療記録の取扱い及び診療
情報の提供に関する訓令（平成19年法務省矯医訓第816号大臣訓令。以
下「訓令」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から実施することと
したので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和45年11月26日付け法務省矯正甲第1062号当職通達「収
容者診療記録取扱規程の実施について」は、廃止します。

記

- 1 診療記録についての留意事項（訓令第3条関係）診療記録の作成、記録
及び保存に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 診療、処置、処方、検査及び看護の都度、作成又は記録すること。
 - (2) 必要な事項を正確かつ丁寧に記録すること。
 - (3) 診療記録の訂正は、訂正した箇所が読めるよう、訂正する部分に二重
線を引くなどして行い、訂正者が訂正箇所に署名又は押印すること。
 - (4) 漏えい、滅失、き損等を防止するとともに、そのために必要な措置を
講ずること。
- 2 診療録（訓令第4条関係）
診療録の作成又は記録に当たっては、上記1のほか、次の事項に留意す
ること。
 - (1) できる限り日本語を使用すること。
 - (2) 主訴、所見、治療方針、処置等は簡潔明瞭に記載すること。
 - (3) 患者やその家族に対して行った説明の内容を記載する場合は、所定の
欄に、説明内容のほか、説明者、日時、相手方、同席者及び質疑応答の
内容を記載すること。

- (4) 患者のプライバシーに関することや患者の性格、態度等は、診療上必要な範囲において記載すること。
 - (5) 看護師、准看護師、臨床検査技師等の医師以外の医療従事者も、それぞれの業務に関する事項を記載することができるが、記載した場合はその内容について医師の確認を受けなければならないこと。
 - (6) 記載者は、所定の欄に署名又は押印すること。医師以外の医療従事者が記載した場合は、当該医療従事者及びその記載内容を確認した医師が、それぞれ所定の欄に署名又は押印すること。
- 3 病状連絡票（訓令第5条関係）
- 移送先施設の医療従事者は、患者の傷病の状況、診療経緯、投薬内容等が病状連絡票のみでは判然としない場合は、移送元施設の医療従事者に照会するなどして確認すること。
- 4 日誌（訓令第10条関係）
- (1) 医務日誌は、0時から24時までの間における医療業務に関する事項を毎日記録し、施設の長の決裁を受けること。
 - (2) 看護日誌には、患者の傷病の状況、処置、医師の指示その他必要な事項を記載すること。
- 5 診療情報の提供についての留意事項（訓令第13条関係）
- 診療情報の提供に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) できる限り患者との良好な信頼関係の下で診療を行うことができるよう、患者に傷病の状況とその診療内容を正しく理解させることに努めること。
 - (2) 患者が診療情報の提供を希望しない旨を表明している場合は、これを尊重すること。
 - (3) 患者が未成年者で、自己の行為の是非を判別する能力がない場合は、親権者に、訓令第14条第1項各号に掲げる診療情報を提供するよう努めること。
- 6 提供する診療情報の内容等（訓令第14条関係）
- (1) 薬剤を処方する際には、可能な限り薬剤の名称を教示することが望ましいが、拒薬の防止、薬剤を用いての自殺の防止等の観点から、その名称を教示せず、その種類や内容のみを教示する扱いも必要となる場合があること。
 - (2) 訓令第14条第2項の「患者の心身を著しく害するおそれがある場合」とは、例えば、傷病の状況、診療内容等について十分な説明をしたとし

ても、患者に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果に悪影響を及ぼすおそれがある場合などをいい、「その他相当の事由がある場合」とは、例えば、医師に対して著しく不信感を示している患者について、傷病の状況、診療内容等を説明することによりかえって患者との関係が悪化し、その後の治療効果に悪影響を及ぼすおそれがある場合などをいうこと。